⑵　失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者は、同法等に準じた環境影響評価を任意で実施している。

起業者が実施した環境影響評価の結果によると、本件事業が生活環境に与える影響については、大気質、騒音等の各項目を満足するとされている。

また、本件事業が動植物に及ぼす影響については、本件事業の起業地及びその周辺の土地において、学術上又は希少性等の観点から重要な動植物が下記のとおり確認されている。

動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ並びに環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミナミメダカ、アシナガモモブトスカシバ、コガタノゲンゴロウ及びヨコミゾドロムシその他これらの分類に該当しない種が確認されている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているニセコガネギシギシ並びに準絶滅危惧として掲載されているミズマツバ、コイヌガラシ、カワヂシャ及びミゾコウジュその他これらの分類に該当しない種が確認されている。

本件事業が上記の動植物に及ぼす影響の程度については、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから、影響がない若しくは小さい、又は環境保全措置の実施により影響が回避若しくは低減されると評価されている。主な環境保全措置のうち、アシナガモモブトスカシバについては、起業者は、生息環境に影響が生じるおそれがあることから、移設を実施することとしている。なお、上記の動植物が、工事による改変箇所及びその周辺の土地において確認された場合は、必要に応じて専門家の指導・助言を受け、必要な環境保全措置を講ずることとしている。

さらに、本件事業の起業地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないが、本件事業の施行に当たり遺構及び遺物が確認された場合は、起業者は、宮崎県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業のうち、本体事業の構造形式等については、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の河川改修方法については、河道掘削案、地下放水路案及び申請案である遊水地案の３案による検討が行われており、申請案は他の２案と比較すると、周辺地域への影響が少ないこと、工事の難易度は３案中最も低いこと、事業費も３案中最も少ないことから、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の位置についても、９案による検討が行われており、申請案は他の８案と比較すると、周辺地域への影響が少ないこと、洪水調節効果が最も高いこと、事業費が少ないことから、申請案が最も合理的であると認められる。

加えて、本体事業の施行に伴う関連事業の位置、構造形式等については、適切なものと認められる。

したがって、本体事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、都城市においては、周囲を山々に囲まれたすり鉢状の盆地であり、山地部に降った雨が盆地内に流れ込むため、大淀川中流部の狭さく部へ流下する際に大淀川の流量が増大する。その結果、氾濫危険水位を超過し洪水被害がたびたび発生していることから、本件事業の完成により、大淀川の洪水調節効果の向上が図られるため、未然に洪水被害の軽減ができ、地域住民の生命及び財産の保全に寄与することから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、宮崎県知事及び都城市長から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

３⑶で述べたように、本体事業及び関連事業の事業計画については、合理的であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、使用の範囲は、それ以外の範囲としている。

したがって、本件事業の起業地の範囲は、公益性を発揮するために必要かつ最小限の範囲であり、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　宮崎県都城市役所

○国土交通省告示第三百十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第１項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の全部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づきその旨をあわせて告示する。

令和八年二月二十五日

国土交通大臣　金子　恭之

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道17号改築工事（三俣防災）及びこれに伴う普通河川付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　新潟県南魚沼郡湯沢町大字三俣字瀬戸川原、字細越、字八木沢山及び字八木沢並びに同町大字神立字芝原地内

２　使用の部分　新潟県南魚沼郡湯沢町大字三俣字瀬戸川原、字細越、字八木沢山及び字八木沢並びに同町大字神立字芝原地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

「一般国道17号改築工事（三俣防災）及びこれに伴う普通河川付替工事」（以下「本件事業」という。）は、新潟県南魚沼郡湯沢町大字三俣字瀬戸川原地内から同町大字神立字芝原地内までの延長2.7㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道の改築工事及びこれに伴う普通河川の付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道17号改築工事（三俣防災）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であることから、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。